

グリーン調達管理基準

第 1.0 版

2024 年 7 月 1 日

府中プラ株式会社

目次

1. 目的	3
2. 適用範囲.....	3
3. 管理対象.....	3
3.1 管理対象とする化学物質.....	3
3.2 管理基準.....	4
4. サプライヤー様への依頼事項.....	4
4.1 グリーン調達基準に則った製品の納入	4
4.2 グリーン調達基準に則った情報の提供	4
4.2.1 禁止物質に対する情報提供	5
4.3 含有化学物質に関する品質保証体制の構築.....	5
4.4 調査に対するご協力.....	5
4.5 グリーン調達基準に則った調達品の管理	5
5. その他.....	6
6. 適用開始日	6
7. お問い合わせ先.....	6
8. 改訂履歴.....	6
別表：管理対象化学物質	7
I. 禁止物質（調達物品に閾値以上の含有を禁止する化学物質）	7

1. 目的

本基準は、府中プラ株式会社が、原料、資材、仕入品、販促品等（以下「調達品」という）を調達する際の製品に含有する化学物質管理の基準を定めるものです。本基準により、当社製品への使用が禁止されている化学物質の混入を防ぐこと、管理が必要な化学物質の情報伝達と管理が遺漏なく行われることを目的としています。

2. 適用範囲

本基準は、当社に供給される原材料、部品、副資材、包装材料、また、当社が委託する2次加工で使用される塗料、インク、接着剤等の原材料、副資材に対して適用されます。

3. 管理対象

3.1 管理対象とする化学物質

以下の化学物質を管理対象といたします。（別表参照）

（禁止物質）

調達品への意図的な添加が禁止されている化学物質です。

閾値が設定されている場合も、調達品への含有が禁止されている化学物質です。

別表のリストに記載されている化学物質が該当します。

- ・ EU RoHS 指令（EU 2015/863：RoHS2）
- ・ EU 包装材指令
- ・ EU REACH 規則 Annex XVII 対象物質
- ・ REACH 規則 認可対象物質
- ・ POPs 条約 附属書 A、B

※上記の法規、基準が対象とする化学物質は漸次追加されます。別表に記載のウェブサイト等から最新情報を入手し、情報の更新とご対応をお願いいたします。

また、上記対象物質に関わらず、当社のお客様によって定められた自主規制基準がある場合は、そこに記載された化学物質も禁止物質、管理物質となります。その際は当社より当該自主規制基準に関する情報を関係するお取引先様に共有させて頂き、調査依頼への回答等、ご対応をお願いいたします。

3.2 管理基準

以下、(1)～(3)の全てを満たすことを管理基準といたします。

- (1) 調達品に 3.1 項で示した禁止物質を意図的に混入させないこと、また、規制の閾値以上、含有されないよう管理が行われていること
- (2) 調達品に含有される 3.1 項で示した禁止物質の含有情報を提供して頂けること
- (3) 調達品に含有されている化学物質について、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が発行した「製品含有化学物質管理ガイドライン (※)」または同等の管理基準に基づいた管理がされていること

※ アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP) 管理ガイドラインウェブサイト
(<https://chemsherpa.net/docs/guidelines>) をご確認ください。

4. 供給者様への依頼事項

グリーン調達を実施するにあたり、以下、各項目へのご協力をお願いいたします。

4.1 グリーン調達基準に則った製品の納入

前 3.2 項に示す各基準に適合した調達品のご納入をお願いいたします。

4.2 グリーン調達基準に則った情報の提供

調達品のご納入に関しては、事前に 3.1 項に規定する禁止物質の含有化学物質情報の提供をお願いいたします。なお、予め本基準に合致していることが確認できている調達品につきましては、通常の調達時には、情報提供を省略することが可能です。

情報提供を依頼させて頂く形式は主に下記の通りです。

- (1) chemSHERPA-CI/AI
- (2) ICP 等の測定、分析データ
- (3) SDS、ミルシート

4.2.1 禁止物質に対する情報提供

- ①禁止物質が調達品に使用されていない場合には、不使用保証書のご提出をお願いいたします。
- ②調達品の含有化学物質情報や当該法規情報に変更があった場合は、上記資料の更新と再提供をお願いいたします。

4.3 含有化学物質に関する品質保証体制の構築

- ①含有化学物質に関する品質保証のため、以下を満たす体制の構築をお願いいたします。
 - (1) 仕入、製造、出荷までの全ての工程において、禁止化学物質を含有する製品を作らない、販売しない品質保証体制を構築すること
 - (2) 取り扱う部材の化学物質含有情報の取得と管理ができていること
 - (3) 含有化学物質の管理体制と責任者が決まっていること
 - (4) 含有化学物質に関する教育・啓発
- ②品質保証体制の整備状況を把握するため、アーティクルマネジメント推進協議会による製品含有化学物質ガイドライン 実施項目一覧表兼チェックシート※、もしくはそれに相当する内容の書面の提出をお願いする場合がございます。ご対応の程よろしくたします。

※アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP) 製品含有化学物質ガイドライン 実施項目一覧表兼チェックシートは以下ウェブサイトより入手可能です。

<https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

4.4 調査に対するご協力

調査のため、以下を実施する場合がございます。ご協力の程、よろしくをお願いいたします。

- ①上記の各号に規定した書類の他にも、必要に応じ、追加書類の提出をお願いする場合がございます。
- ②管理状況の確認のため、現地にて調査、立ち合い等を実施する場合がございます。

4.5 グリーン調達基準に則った調達品の管理

本基準を満たすため、サプライヤー様の調達先につきましても、調達される物品に含有される化学

物質を管理するお取り組みをお願いいたします。

5. その他

製品含有化学物質管理の目的で提供頂いた情報は、当社内で共有いたします。また、調達品の環境管理物質情報については、サプライチェーンによる情報提供および顧客等への情報開示のために、ご提供いただいた情報を基に、当社の製品関連情報の一部として第三者に開示する場合があります。開示に不都合がある場合は当社にご連絡ください。

6. 適用開始日

2024年8月1日

7. お問い合わせ先

府中プラ株式会社 品質管理部
〒726-0002 広島県府中市鶴飼町 800-132
電話番号：0847-41-3659

8. 改訂履歴

版数	改訂年月日	承認者	変更内容
1.0	2024年7月1日		新規作成

別表：管理対象化学物質

Ⅰ. 禁止物質（調達物品に閾値以上の含有を禁止する化学物質）

1. RoHS 指令対象物質（☆1：包装材指令より）

No.	物質名	閾値 最大許容濃度	CAS 番号
①	カドミウム及びその化合物	0.01% ☆1	CAS No.7440-43-9 他
②	水銀及びその化合物	0.1% ☆1	CAS No.39-97-6 他
③	鉛及びその化合物	0.1% ☆1	CAS No.7439-92-1 他
④	六価クロム化合物	0.1% ☆1	CAS No7440-47-3 他
⑤	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	0.1%	CAS No.59536-65-1 他
⑥	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類	0.1%	CAS No.101-55-3 他
⑦	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)	0.1%	CAS No.117-81-7
⑧	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	0.1%	CAS No.85-68-7
⑨	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	0.1%	CAS No.84-74-2
⑩	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	0.1%	CAS No.84-69-5

詳細は関連ウェブサイト(※1)をご確認ください。

2. REACH 規則 Annex XVII対象物質

詳細は関連ウェブサイト(※1 または、※2)をご確認ください。

3. POPs 条約対象物質

詳細は関連ウェブサイト(※1 または、※3)をご確認ください。

4. REACH 規則に指定された認可対象物質

詳細は関連ウェブサイト(※1 または、※4)をご確認ください。

※1 <https://chemsherpa.net/tool#declarable> からダウンロードした最新の「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」内の下記対象シート参照。

- LR04 : RoHS 制限対象物質
- LR05 : POPs 条約対象物質
- LR06 : REACH 認可対象物質
- LR07 : REACH Annex X VII対象物質

※2 <https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach>

※3 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html

※4 <https://echa.europa.eu/authorisation>

☆1 対象が包装材の場合：カドミウム、水銀、鉛、六価クロムの含有量の合計が 0.01%

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A01994L0062-20180704#B-6>